

(仮称)世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための 子どもの学びと育ちを支える条例(素案)

1 前文（骨子）の5つのポイント

POINT 01 子どもの幸せを最優先とする 全ての子どもの幸せや成長にとって、 何が一番よいかを大切にします。	POINT 02 いじめは許されない いじめは心や体を傷つけ、成長や将来にも影響しうる行為として、許されないものと位置づけます。	POINT 03 どの子どもにも起こりうる いじめは特別な一部の子どもの問題ではなく、誰もが当事者になりうるものと考えます。
POINT 04 子どもの声を聴く 子どもの考えや気持ちにしっかり耳を傾け、その声が支援や対応に生かされるよう努めます。	POINT 05 地域全体で支える 学校・家庭・地域・関係機関が協力し、子どもが安心して学び、育つ地域社会を目指します。	

2 「基本理念」8つの柱

柱 1 最善の利益を最優先とする いじめの予防等のための対策は、全ての判断と対応において、子どもにとって最もよいことを基準にします。	柱 2 まず安全・安心を守る 被害を受けた子どもの安全・安心、尊厳の回復を最優先し、事実関係及び状況を丁寧に把握します。
柱 3 背景に目を向ける 処罰や責任追及を目的とするのではなく、子どもの背景や置かれた状況を理解し、改善や再発防止につなげます。	柱 4 子どもの意見を尊重する 子どもの思いを丁寧に聴き取り、対話などにより他者との関係を修復する力や整える力を育むよう支援します。
柱 5 声を上げにくい子どもにも配慮 自ら助けを求めにくい子どもや、いじめだと認識しにくい状況にある子どもにも注意を払います。	柱 6 和解を押しつけない 被害を受けた子どもにのみ和解や関係継続を求めず、本人の意向を尊重しながら、環境の調整等により被害の継続・拡大を予防します。
柱 7 苦痛の状況からいじめを把握する 学校の種類にかかわらず、子どもが心身の苦痛を感じている状況を重視します。	柱 8 連携して子どもを支える地域へ 区・学校・保護者・地域がつながり、子どもが安心して過ごし、必要な支援を受けて成長できる地域社会を目指します。

第1章

総則

未然防止から回復・再発防止までを一体で進め、子どもの最善の利益と意見表明権を基本にします。

第2章

いじめ対応の基本

子どもの安全を最優先に、背景や状況を理解しながら、早期支援、再発防止、関係性の回復に取り組みます。

第3章

各主体の責務等

区、学校、保護者、地域及び関係機関がそれぞれの役割を担いながら連携し、いじめの予防から支援まで子どもを支えます。

第4章

段階別対応の基本

予兆への気づきと予防を重視し、早期対応と関係機関との連携により重大化を防ぎます。

第5章

体制整備

いじめ防止等対策連絡会や、専門家で構成する調査委員会など、実効性を確保する体制を整えます。

第6章

重大事態への対処

被害を受けた子どもの安全と学ぶ権利を最優先にし、調査と支援を並行して進めます。

第7章

区立以外の学校等との連携

区立学校以外の学校や関係施設等とも連携し、条例の考え方を広く共有します。